

墨田区消費者ニュース

令和6年10月発行 第215号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



《旅行予約サイトの申込みは慎重に！！》

OTA（オンライン旅行会社）*の利用など、インターネットで予約した旅行に関する相談が急増しています。

インターネットでの予約は便利ですが、「キャンセル料が100%かかる」等の条件が付いている場合があります。予約する際は、契約内容や事業者の問い合わせを自分自身でしっかりと確認して利用しないと、思わぬトラブルにあらうことがあります。*（インターネット上だけで取引を行う旅行会社）

トラブルに遭わないためのポイント

ポイント1

申込み完了前に契約条件や予約内容を十分に確認したうえで契約しましょう。

ポイント2

申込み完了直後に入力ミス等に気づいても、無条件で解約・変更ができるわけではありません。申込み完了前に名前のつづりやメールアドレス、旅行日程等の予約内容が正確に入力されているかよく確認しましょう。

ポイント3

予約確認メール等は、スクリーンショットや印刷等をして旅行が終わるまで保管しましょう。



(国民生活センター資料 いらすとやより)

・困ったときは、すみだ消費者センターにご相談ください。

(電話03-5608-1773)

【消費者講座のご案内】

「預金だけで大丈夫？ゼロから始める資産運用、お金の貯め方のコツがわかる家計マネジメント」

* 令和6年10月8日（火）午前10時から12時 区役所会議室123（12階）

* 区内在住在勤在学の方 * 産業振興課産業振興担当 ☎5608-6186

詳しくは、区報9月1日号をご確認ください。

消費者センター相談窓口から

残っているサービスがあるのに、

エステサロンと連絡が取れない！

【相談事例】

半年前にエステ店で期間1年間、10回で45万円の脱毛コースの契約をした。4回目の予約をしようとしたが電話したが応答がない。エステ店があったビルに行ってみたら、既に店は無くなっていた。代金はクレジットの分割で支払い中だ。残りのサービスを受けることができないのに、クレジットの支払いを続けたくない。

【アドバイス】

このエステ店が倒産したかどうかは確認できませんでしたが、クレジットの分割払いで、エステの契約期間内だったので、クレジット会社に連絡を行い、支払いを停止してもらうことができました。

エステのように長期間、継続的にサービスを受ける契約では倒産以外にも「施術が合わない」「転居により通えなくなった」等の事情で、サービスを受けられなくなることもあります。契約は慎重に行いましょう。



すみだ消費者センター相談室



■相談日……月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間……午前9時00分～午後4時30分

■所在地……墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

